

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

平成31年3月14日（第10日目）

議 長（佐藤孝悟君）

おはようございます。

ただいまから、平成31年平泉町議会定例会3月会議10日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、11番、寺崎敏子議員は療養のため欠席となります。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

議長から諸般の報告を行います。

町長から、高橋保健センター所長を入院加療により、本日の会議を欠席させる旨の申し出があり、議長においてこれを許可しましたので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程を進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程を進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第1、世界遺産特別委員会の委員会調査報告書を議題とします。

この調査について、世界遺産特別委員長の報告を求めます。

9番、佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

9番、佐々木雄一です。

委員会調査報告を行います。

本委員会が調査した事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第76条の規定により報告いたします。

記、1、調査事件、世界文化遺産拡張登録及び世界農業遺産登録並びに国立博物館誘致について。

2、調査の経過、これは会議の月日と中央要望並びに行政視察の日程を記しておりますので、お目通し願います。

3、調査意見。

1、世界文化遺産拡張登録について。世界文化遺産の拡張登録については、期限が迫る中、アップストリームの探求など、登録に向けた現実的な対応を期待する。

2、世界農業遺産について。平成30年度の認定はかなわなかったが、東稲山麓の特徴を引き出しながら、遺産価値の差別化やストーリー性の確立などの再構築を期待する。

3、国立博物館誘致について。現状では平泉の誘致は容易ではない。国立博物館誘致についての調査は終了とする。

以上でありますので、ご審議よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤孝悟君）

ただいま報告のあった委員会調査報告書は議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。

（発言する者なし）

議長（佐藤孝悟君）

なければ、次に進みたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

日程第2、請願第2号、医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める請願を議題とします。

この請願について、総務教民常任委員長の報告を求めます。

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

7番、升沢です。

請願第2号の審査報告を申し上げます。

平泉町議会議長、佐藤孝悟様。

総務教民常任委員会委員長、升沢博子。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

受理番号2号。

付託年月日。平成31年3月5日。

件名。医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める請願。

審査の結果。不採択とすべきもの。

委員会の意見。医師の長時間労働など、取り組むべき課題は多いと考える。今回の請願の趣旨である医師の労働環境の改善と、地域の医師不足に対する対策として医師養成定員を増やすべきとする請願者の願意は理解するものである。しかしながら、医師養成定員を増やすことだけでは解決できない、地方における医師偏在の課題がある。現在、医師の働き方改革や医師偏在対策の効果の検証中であることから、現段階においては請願者の願意には添えない。

以上、報告申し上げます。よろしくご審議お願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで、総務教民常任委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

5番、真竈光幸です。

議長（佐藤孝悟君）

反対から。

5番（真竈光幸君）

反対からです。

請願の原案に反対の立場から討論をいたします。

政府は、2020年度から医学部の定員を減らす検討に入りました。将来の医師数が都市部などで過剰になると見込み、平成3年度以来17年ぶりに医学部生の削減をしようとするものであります。全体の定員は減らす一方で、地方の医療機関に就職する学生の枠を広げて、医師不足に対応することとしています。

政府は、国公立大学と私立大学の入学定員を通じて医師数を管理し、高度成長期には福祉の充実を目的に増員を重ねてまいりました。1973年には、全都道府県に医学部を置く1県1医大構想を閣議決定し、医学部の数も急増してまいりました。80年代には、医師余りと医療費膨張への懸念が強まり、一転して入学者数の抑制方針を閣議決定をしております。

定員は84年度の8,280人をピークに、3年度まで減らし続けてまいりました。しかし、その間、妊婦のたらい回しなどが社会問題となり、医療崩壊との批判を受け、8年度に再び増員に転換。15年度は9,134人と最高になりました。政府は、19年度まで増員を続ける方針を決めています。医師の総数は、12年時点で30万3,000人となり、10年前に比べて4.1万人増えています。

医師として専門を持つには、医学部6年と研修医2年の計8年かかります。27年度までは定員が増え、医学部生が現場に出るため、医師数の増加に拍車がかかる見通しとなっています。一方で医療サービスを多く受ける65歳以上の人口は、42年をピークに急速に減ることになります。

政府は、25年までに全国の病院ベッドを最大20万床減らして、安易な入院を抑える方針であります。全体としては、医師の過剰感が強まる見通しとなっています。

ただ、地方では医師不足に悩む医療機関が多く、人口10万人当たりの医師数は、東京都で314人いる一方で、茨城県176人、新潟県195人、青森県196人など、地方が少ないことが明らかにな

っています。そのため医学部定員の総数を削減しながらも、地域枠を広げることを検討するとしています。

地域枠は、卒業後にその地域の医療機関に就職した医学生を優遇する仕組みで、例えば地域で9年ほど医師として働けば、都道府県から受け取った約1,200万円ほどの奨学金の返済が免除されるものであります。地域枠を導入した一部の大学を文科省が調べた結果、卒業生の89%が地元の医療機関で働いていたということがわかりました。一般枠の54%よりも高く、地方の医師不足の解消に一定の効果が見込まれるとされています。

現状では医師不足ではありますが、今後の人口減少により、将来的に日本全体では医師数は過剰になると推計され、2024年には医師の供給が需要を上回り、人口10万人に対する医師数は、2025年にOECD加盟諸国の加重平均に達する見込みであります。一方、日本全体で医師数が充足しても医師が偏在しているために、医師不足地域は解消しないという課題があります。

そのため、医師偏在対策を盛り込んだ医療法と医師法改正法により、課題の解消に取り組んでおります。医師の過不足を判断する上で不確定要素が多く、医師偏在対策の効果を検証するには時間がかかります。

よって、当面は暫定的に現状維持する見通しである旨の見解が厚労省医師需給分科会の第3次中間報告として出されております。

今回の請願の趣旨であります医師の労働環境の改善と地方の医師不足に対応するため、医師定員を増やすべきとする請願者の願意は理解するものであります。しかしながら、医師養成定員を増員するだけでは、医師偏在課題や診療科ごとの医師の偏在を解消するには至りません。

現在、医療法、医師法改正法案、医師の働き方改革案など、医師偏在対策の効果に対する検証の途中であることから、現段階においては請願者の願意に沿うことはできないと考えます。

よって、請願の原案には反対するものであります。

議長（佐藤孝悟君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

3番、阿部圭二議員。

3番（阿部圭二君）

3番、阿部圭二です。

私は、医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める請願書に賛成の立場で討論します。

人口10万人当たりの医師数などをもとに割り出した医師の地域別の偏りを示した医師偏在指数は、都道府県単位の三次医療圏では全国の238.4に対して岩手は169.3の47位です。都道府県で最も少ないという深刻な事態です。

また、二次医療圏である両磐地域は全国335医療圏の中で、指数125.8の279位となっています。両磐医療圏でも医師体制の弱まりは深刻です。救急車が受け入れ先の病院探しに時間がかかる状況もあります。その根本には医師不足があります。

政府は、将来患者の数が減るという立場から医師数を増やす必要がないとしています。しかし、その前提は、医師の1週間の労働時間を最大80時間とすること、また入院ベッド数を削減する前

提での推計です。

100年前、開拓間もない北海道を除けば、岩手の医師の数は、青森に次いで下から2番目だったと言われていました。その深刻な事態から医師を増やすための重要性を述べたのは、岩手医科大学の創立者である三田俊次郎氏です。先人の苦勞と努力のもと、岩手県内にくまなく設置された県立病院を中心とした岩手の医療体制が確立されたのです。しかし、100年をたった今日、全国で最も医者が少ないという現状は、三田俊次郎氏の志を、今を生きる私たちが受けとめることが求められているのではないのでしょうか。

日本の医師会は、問題の根っこが絶対数が不足している点にあると指摘しています。こうした現状から、将来の医師を養成する人数を減らすという政府方針の見直しは必要です。

以上の立場から、医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める請願を採択すべきです。

なお、盛岡市議会では、公明党を除く全会派、無所属議員が賛同者となっています。医師不足の現状を踏まえたものだと思います。

議員各位の賛同を呼びかけまして、私の討論といたします。ありがとうございました。

議長（佐藤孝悟君）

次に、原案に反対の発言を許します。

反対の方ございませんか。

（発言する者なし）

議長（佐藤孝悟君）

それでは、次に原案に賛成の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（佐藤孝悟君）

ございませんですから、これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

本案は採択することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

議長（佐藤孝悟君）

起立少数です。

したがって、請願第2号は否決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第3、議案第2号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第2号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

本町の一般職職員の給与につきましては、国の人事院勧告の内容を踏まえ、労使交渉により決定し、改定してございますが、特別職の給与等の額につきましては、職務の特殊性などから同様の対応は求めているものの、改定に当たっては、人事院勧告に準拠した一般職員の給与改定を考慮してきたところでございます。町長、副町長及び教育長の給与につきましては、平成26年に人事院から公務員給与制度の総合的見直しの勧告がなされ、平成27年度に職員の給料月額を最大で4%減額したことに伴い、三役の給与も平成27年度から5%の独自削減を行い、現在に至っております。

しかし、昨今の社会経済の情勢は緩やかな回復基調が続いており、民間の給与や雇用情勢は改善傾向にありますことから、今回の議会3月会議に議案第2号として、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をお諮りし、三役の給料月額の減額特例期間の終了と国家公務員及び県内市町村の特別職の給与に関する取り扱いの状況を踏まえた期末手当の支給率の調整をお願いしようとするものでございます。

それでは、議案第2号の参考資料を平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表により説明をさせていただきます。

それでは、参考資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

現行欄第3条第2項中の「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」を「、6月に支給する場合においては、100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」と改め、附則第15項の「及び副町長」を「、副町長及び教育長」に、「当分の間」を「平成31年3月までの間」に改め、「月額53万2,900円」の次に「、教育長にあつては月額51万4,900円」を加えようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第15項の規定は、平成31年1月1日から適用しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第4、議案第3号、平泉町中小企業及び小規模企業振興条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

それでは、議案書2ページでございます。

議案第3号、平泉町中小企業及び小規模企業振興条例につきまして補足説明をさせていただきます。

この条例は、中小企業及び小規模企業の振興を目的に、その達成に向けて全町一体となって取り組んでいくための基本理念を定め、より効果的な中小企業及び小規模企業振興施策の指針とするため制定をしようとするものです。

それでは、平泉町中小企業及び小規模企業振興条例の内容について、条文に沿ってご説明をいたします。

第1条では、目的として、この条例は中小企業者及び小規模企業者が地域経済に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し基本理念を定め、町、中小企業者等、商工会、金融機関及び町民の役割等を明らかにするとともに、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進することにより、その持続的発展及び地域経済の活性化を図り、もって町民生活の向上に寄与することを目的としております。

第2条では、定義として、この条例における用語の定義を定めているもので、第1号では、中小企業者について、第2号では小規模企業者について、第3号では商工会について、第4号では、金融機関について、それぞれ定めようとするものです。

第3条では、基本理念として、中小企業及び小規模企業の振興は、中小企業者等が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという認識のもと、中小企業者等による創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、町、中小企業者等、商工会、金融機関及び町民が連携し、中小企業者等の成長、発展及びその持続的発展が図られることを目的として推進することを基本とするものです。

第4条では、町の役割についての規定で、第1項では、町は基本理念に基づき、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を総合的に策定し、実施すること。第2項では、町は、中小企業

者等が豊かな地域社会づくりの貢献や町民生活の向上及び交流の促進に寄与することについて、町民への理解を深めるよう努めなければならないと規定するものです。

第5条では、中小企業者等の役割について、第6条では、商工会の役割について、第7条では、金融機関の協力について、第8条では、町民の理解と協力について、それぞれ定めようとするものです。

第9条では、計画の策定として、町は、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策の推進を図るため、平泉町総合計画において基本的な計画を策定すること。第2項では、基本計画を定めるときは、あらかじめ中小企業者等の意見及び商工会の経営発達支援計画を反映させるために、必要な措置を講ずることと規定しております。

また、第10条では、補則として、この条例に定めるもののほか、中小企業及び小規模企業の振興に関し、必要な事項は町長が別に定めることとしております。

なお、附則として、この条例は、平成31年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

4番、三枚山光裕でございます。

まず、1つは、1条、3条関係なのですけれども、中小企業者等というふうになっております。先日も伺いましたが、いわゆる一関でしたら平成21年度ですか、産業振興基本条例ということで、産業というふうにもっと大きい、そういう中で農業とか、今6次産業という話も先日したところであります。

そのところには、そういったところも含まれているのかという認識のことが一つです。

それから、もう一つは9条なのですけれども、いわゆる計画の策定であります。先に決めた一関市では、いろいろ公募、市民のほうから募集して、いろいろ会議、産業振興会議でしたか、開いたという経過はあったようではすけれども。今後の計画とか、取り組む上で、実際は一関市の場合には戦略会議、庁舎内に。職員だけが決めて、実際にかかわる商工業者とか、そういったところの意見というのは、実は、なかなか意見を聞いてというところが不十分だったように聞いています。そこで現場から、上で決めて、押しつけるのかというような意見もあったように聞きますので、そういう点で、この9条の関係でいう計画の策定の際に、実際に産業、商工業者、あるいは農業ということでもいいでしょうけれども、そうした人たちのご意見をきちんと生かしていくという点ではどういうふうに考えているのか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

1つ目の大きな産業を含むような内容になっているかというようなご質問でございますが、平泉町は、ほぼ全部が中小企業というような、9割9分そういうような位置づけになってございますので、大きな市とは違いまして、地域の実情を鑑みたときに、中小企業、それから小規模事業者というような方々に対する支援というのは重要というふうになってまいります。なので、今申し上げましたように、産業を包括する事業者、それから中小企業者、小規模事業者といったときは、ほぼ町内の全域にわたる事業者というような形になろうというふうに考えておりますので、全体の産業を押し上げていく、そういう施策として、この条例は有効であるというふうに考えてございます。

それから、計画の策定でございますが、ここでも述べておりますように、総合計画の中で策定をしていこうということで考えております。現行の総合計画は、平成28年度から平成32年度までの策定となっておりますし、次期総合計画は、平成33年度から平成37年度まで策定を予定するというふうになってございます。

今回、条例を制定させていただきますれば、その後、平成31年度と平成32年度の2カ年にわたって、事業者、それから産業の現在置かれている町の方向性などにつきまして、検証を加えた後に、具体の計画に入っていくというような作業になってまいります。その中で、商工会さんとも相談をさせていただきたいと思っておりますが、いろいろな広いところからの意見は、お聞きしたいというふうに思っております。今ここで、どのような会議で、どの場面でということは、差し控えさせていただきますが、できるだけ事業者の方の生の声などもお聞きをしていきたいというふうに現在は考えているところです。

議長（佐藤孝悟君）

ほかにございませんですか。

2番、高橋拓生議員。

2番（高橋拓生君）

平成16年の統計によりますと、商工業者が419社、小規模事業者が347社に対しまして、平成28年の統計では358社が商工業者数で、小規模事業者が284ということで企業が減っている状況であります。

平成28年度以降、今までもさまざまな中小企業支援策をとり行っていたいただき、歯どめをかけてきましたが、一般質問でも取り上げてきましたけれども、国の平成26年6月の小規模基本法の制定後に基づいた形での県内3番目の当町の条例の制定となります。先ほどの課長の答弁でもありましたとおり、平成33年の平泉町総合計画策定に向け、取り組んでいただきまして、この条例の制定で町内の企業が足腰の強い、体力のある企業の活性化につなげていただきたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

質疑ではないですか。

2番（高橋拓生君）

はい。意見と、そのことについて何かあればよろしく申し上げます。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

今、高橋議員がおっしゃったように、平成28年の経済センサスの状況を見ますと、平成16年統計と比べますと、減っているような状況はそのとおりでございます。

これまで平泉町では、さまざまな店舗リフォームとか、それから促進に係る大きいような取引商談ができるような、そういう補助なども行ってまいりました。小さな事業を一つ一つ積み上げていくのは、もちろん中小企業者、それから小規模企業者にとっても有効な手段だというふうに考えておりますが、今この時点にまいりまして、全町的にやはり支えていくというような大きな枠組みでの支援策が必要であるというふうに認識してございます。今回、商工会、それから企業懇談会の事業者の意見なども踏まえまして、いま一度この時点で、中小企業の果たす役割なども、ここで改めて整理をさせていただき、次に向かっていきたいということで、この条例の制定をお願いするものでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんですか。

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

この条例策定に当たって、先ほど議員からも発言があったようですが、中小企業、小規模企業の数、どれほどあって、そのうち商工会加入はどのぐらいあるのか把握されておりますか。お知らせ願います。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

町内の商工業者の数につきましては、平成28年の経済センサスの状況によりますと、358件でございます。また、町内の小規模企業者数につきましては、同じく平成28年の経済センサスの数では284という形になってございます。

商工会の加入者につきましては、現在手元に資料がございませんので、この場では答弁は控えさせていただきますが、100%ではないということで把握はしてございます。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

この条例は、商工会への加入を努めるものとすると言いますが、先ほど課長のお話ですと、商工会を窓口というような発想で提案されているようですが、そうしますと、商工会から漏れる部分の声をどうやって吸い上げるかという部分が大変不透明であるので、ここで言うと、もう商工会支援の条例になってしまうのではないかという危惧があるのですが、その辺はどのように考えておりますか。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

必ずしも商工会に加入している方々だけを対象にするものではございません。今申し上げたように、商工会に加入をされていない事業者もございまして、観光商工課のほうでは企業訪問ということで、加入されていない企業の皆さんのところにもお伺いし、意見なども伺っているところです。ただ、経済産業省の認可を受けている商工会という位置づけがありまして、商工業者を総合的に支援するという商工会の役割もございまして、商工業者をできるだけ持続可能な経営を押し進めていくためには、商工会に入っていくのがやはり最善だというふうに考えてはおりますが、それぞれの事業者のご都合もおありだと思いますので、そこまでは、やはりその事業者のお考えというふうに尊重はしていきたいと思っております。

ただ、町の施策の中では、商工会に加入する、加入していないにかかわらず、施策としては推進していきたいと思っておりますので、同じような恩恵が受けられるような、そういう施策の組み立てをしていきたいというふうに考えておりますし、あわせて、現在行っております融資事業でありますとか、取引支援の促進事業などにつきましては、商工会に加入されていなくても、そこは利用が可能という施策になってございます。あわせて、おおもとを束ねる商工会ですので、そのご意見はやはり伺っていかなければならないと思っておりますが、情報発信等については町が持っているホームページであるとか、また、こちらが伺うという形で、いろいろな形でご意見を伺っていききたいというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第5、議案第4号、平泉町文化観光振興基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

議案書の4ページでございます。

議案第4号、平泉町文化観光振興基金条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

参考資料の2ページ、議案第4号新旧対照表でご説明をさせていただきます。

この条例は、文化観光振興事業の財源に充てるため設置をしているもので、平成14年度に制定をいたしております。平成14年度から平成18年度までは5年間、その後は3年間の期限を定め、執行してまいりました。

今回の改正は、附則第2項の中の下線部になりますが、平成31年3月31日で切れる執行期間を3年間延長するためご提案を申し上げるものです。

なお、この条例は、公布の日から施行しようとするものです。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長（佐藤孝悟君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第6、議案第5号、平泉町駐車場条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

議案書 5 ページでございます。

議案第 5 号、平泉町駐車場条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、ことし10月の消費税率の引き上げを受け、今後の駐車場会計における経営基盤の安定を図るため、使用料割引を廃止することに伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

それでは、参考資料の 3 ページ、議案第 5 号新旧対照表でご説明をさせていただきます。

第 5 条の第 3 項の現行下線部分の「ただし、同一車両が他の駐車場を使用する場合は、同一日に限り当該駐車場使用料の額から100円を減じた額とする。（自動二輪車及び回数駐車券使用車両を除く。）」とある記述を改正後は削除し、使用料の割引規定を廃止しようとするものでございます。

なお、この条例は、平成31年度 4 月 1 日から施行しようとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9 番、佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

町内の駐車場を利用する場合の共通で割引したのですが、これを導入するときには、観光客の利便性なり経費の低減化による利用者サービスということでやったのですが、今回ご提案では消費税10%になる部分と、それに伴う財政基盤の強化ということでございますが、これをやっただれほどの効果があったという調査なり、今までこれを導入したことによって観光客が増えたという実績等があるのであれば、お示し願いたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

この100円の割引を行ったことに対する効果のための調査というのは行っておりませんが、日々駐車場の経営をする中での所見のあたりを述べさせていただきたいと思っております。

今、議員がおっしゃったように、この駐車場の100円の割引は1カ所の観光施設に来た方が、また違うところに回遊していただくというようなことを目的として、当時定めたというふうに伺ってございます。その当時は、まだ国宝第1号でございます中尊寺の金色堂というのが大変全国でも知名度が高く、中尊寺を訪れる方々が、はじめやはり中尊寺を目指しておいでになるというような状況が主な状況でございます。町内には、そのほかにも毛越寺やさまざまな観光施設がございますので、その回遊を目的として定められておりましたが、その後、平成23年には世界遺産登録を果たして、町内5カ所の施設がそれぞれ世界遺産登録の史跡地というようなことで、全国的にも名前が知られるようになりました。

あわせて、駐車場のところでは割引券とあわせて、散策ガイドマップということで、町内で飲

食できる場所とか、史跡地をお示ししたパンフレットを全員の方にお配りをしております。それをもって回遊を促そうというような試みを今現在行っているところでございますので、もし、この100円の割引がなくても、この散策ガイドマップなどを通じまして、皆さんには町内を回遊していただけるというような、そういう基盤ができつつあるというようなことを踏まえて、今回廃止に踏み切ったという状況でございます。

議長（佐藤孝悟君）

ほかにございませんですか。

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

同一車両の割引についてでございますが、割引にならない車両があるわけですね、これらについて、もう一度お願い申し上げます。

それから、駐車場の入り口に、この割引についてはどういう方向で表示するのかということ、2点について。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

割引をされていないのは、自動二輪車と回数駐車券の使用車両ということになっておりまして、自動二輪につきましては、そもそもの金額が50円となっておりますので、100円の割引ができないというようなことでございますし、あわせて回数券につきましては、1冊20枚つづりとなっております、かなりそれで割引ができるというような状況になってございます。なので、その分については、今まで割引をしていなかったということです。

表示の方法ということでございますが、現行でも100円の割引については、表示は行っておりません、おいでになった方につきまして、割引券を発行するという形で周知をしておりましたので、今後もその表示については変わらないという状況でございます。

議長（佐藤孝悟君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第7、議案第6号、道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

議案書6ページをお開きいただきたいと思います。

議案第6号、道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

岩手県では、3年に1回行われる固定資産税評価額の改定に合わせ、道路占用料……

議長（佐藤孝悟君）

課長、マイクを向けて。

建設水道課長（高橋誠君）

道路占用料の改正を行っており、昨年度、道路占用料徴収条例の改正を行ったところでございます。これまでも県条例に準拠して、当町も改正してきたことから、今回、道路占用料徴収条例の一部を改正するものでございます。

参考資料4ページ、議案第6号参考資料、道路占用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧くださいと思います。

現行と比べまして、改正後につきましては、ほとんどの工作物等で金額が下がっております。この中で、平泉の町道の占有物件が多い電力の第1種電柱は、現行380円が改正後では360円に、次に多いN T Tの第1種電話柱は現行340円が改正後は320円となります。

資料6ページ裏の下段にあります備考中の7の表示面積の変更ですが、現行は1平方メートル、もしくは1メートル未満の端数がある場合は1平方メートル、または1メートルとして計算しておりましたが、改正後では0.01平方メートル、もしくは0.01メートルとして端数は切り捨てるといたします。看板等の計算が当てはまりますが、今までは、例えば0.6平方メートルの看板があった場合は、1平方メートルとして計算しておりましたが、改正案ではそのまま0.6平方メートルとして計算することになります。

今回の改正により、年間の道路占用料は5%程度、金額にして五、六万円のダウンが見込まれることとなります。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時09分

議長(佐藤孝悟君)

それでは、再開をいたします。

議長(佐藤孝悟君)

日程第8、議案第7号、町道の路線認定に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

高橋建設水道課長。

建設水道課長(高橋誠君)

議案書9ページでございます。

議案第7号、町道の路線認定に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

本年度、国土交通省から第1遊水地地内の道路の管理移管を受けたことに伴い、今回、町道塩沢2号線として認定を行おうとするものでございます。

議案書9ページ裏をお開きいただきたいと思います。

場所につきましては、認定路線図に表示してあります一関遊水地周囲堤の堤外地で一関市境になります。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長(佐藤孝悟君)

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9 番、佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

1160号塩沢線ですが、塩沢2号線、ちょっと私のは古いのですが、平成28年しかないのですが、それで見ると、塩沢2号、3号というふうにあったのですが、これは廃止路線がなくて、新設の路線になるという意味でよろしいですか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

ちょっと確認させていただきたいと思いますが、休憩をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時16分

議長（佐藤孝悟君）

それでは、再開をいたします。

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

先ほどのお話にありました塩沢2号、3号線につきましては、平成30年3月の議会で廃止の議決をいただいております。それで、今回2号を新たに認定しようとするものでございます。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

9 番、佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

廃止した部分もあるのだと思うのですが、塩沢線は塩沢1号から3号まであるのですが、そうしますと、道路路線認定調書などでは、最新のはどのようになっているのか、お知らせ願います。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

この路線につきましては、今回新たに認定しようとするものでございまして、平成30年の3月、昨年の議会では、塩沢1、2、3、4、5号線、5路線を廃止してございます。それで、この辺、遊水地事業によりまして、町道が入り組んでおりましたので、その辺を整理したというところで

ございます。

議長（佐藤孝悟君）

よろしいですか。

ほかにございませんですか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

それでは進めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第9、議案第8号、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

議案書10ページをお開き願います。

議案第8号、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関し議決を求めることについて、補足説明を申し上げます。

本案は、平成25年10月25日に当町と一関市との間で締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結するに当たり、平泉町議会の議決すべき事件に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

10ページ裏、議案第8号別紙をお開き願います。

平成25年に協定を締結した後、当町及び一関市において、人口減少や少子高齢化等に関する施策は見直しを図りながら取り組んでいるところであり、協定の変更はその見直しに対応すべく、協定別表の内容を変更するものでございます。

それでは、締結しようとする協定書の内容についてご説明させていただきます。

お手元に配付しております議案参考資料の8ページ、議案第8号参考資料の新旧対照表でご説明いたします。

8ページ、右側の改定後の欄になりますが「1、生活機能の強化に係る政策分野」、「(1)医療」及び表中の左側の「地域保健医療体制の充実」までが連携する政策分野の区分であります。それぞれの連携する政策分野ごとに「取組の内容」「一関市の役割」「平泉町の役割」を定めております。ご説明は別表のうち変更があった箇所のみとさせていただきます。

なお、新旧対照表において、変更があった部分については下線を引いておりますし、変更がなかった部分につきましては「略」と記載しております。

「地域保健医療体制の充実」の「取組の内容」につきましては、各分野の相談窓口の連携を図ること、また医療機関の連携のみならず、保健、福祉、介護などの関係機関、団体の連携を強化する内容に変更するものであります。

あわせて、「一関市の役割」と「平泉町の役割」の変更を行うものです。

次に、8ページの裏をお開き願います。

「(2)福祉」「総合的な子育て支援」につきましては、「一関市の役割」に記載した施設の表記を変更するものです。

次に、「地域で安心して暮らせる環境の整備」につきましては、高齢者や障がい者……

(発言する声あり)

まちづくり推進課長(八重樫忠郎君)

はい。高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせる環境の整備が重要であることから、協定項目の名称を変更するものです。

また、取り組みの内容につきましては、生活習慣病予防と介護予防の推進を追加するとともに、生活支援の対象に高齢者のほか障がい者を追加することとしています。また、高齢化のさらなる進行を踏まえ、介護施設の整備のほか、需要が増大している介護人材の確保、定着、育成の取り組みを新たに加えるものです。一関市の役割と平泉町の役割も取り組みの内容に合わせて変更するものです。

次に、9ページとなりますが、(3)産業の振興、文化と地域資源を生かした観光の振興につきましては、観光地としての魅力を高めるには、さまざまな文化や地域資源等の活用が欠かせないことから、協定項目の名称を変更するものです。取り組みの内容につきましては魅力ある観光地の形成のため、地域資源を掘り起こし、磨き上げることを追加するとともに、近年増加傾向にある訪日外国人を含めた観光客の受け入れ環境の整備や、誘客拡大に関する内容を追加するものです。

次に、企業の育成等の工業振興につきましては、工業振興は企業規模の大小にかかわらず重要であることから、協定項目の名所を変更するとともに、取り組みの内容と一関市の役割について、産官学連携のほか、圏域内起業家連携の促進を追加するものです。

また、雇用創出には、圏域外の企業を誘致することに加え、既存の立地企業が新分野への技術移転や参入を図る事業誘致が重要であることから、その取り組みについて追加するものです。

次に、9ページ裏をお開き願います。

農産物のブランド化などの農業振興の取り組み内容、一関市の役割、平泉町の役割につきましては、販路開拓から、その先のビジネスにつなげられるよう、販売促進や付加価値向上への取り組みを支援する内容へ変更するものです。

次に、事業継承、産業人材の確保につきましては、全ての産業において共通課題となっている人材確保、後継者対策に関する取り組みを新たに連携する政策分野として定めるものです。

次に、10ページをお開き願います。

(4) 教育及び文化であります。教育環境の整備や教育内容の充実の一関市の役割と平泉町の役割につきましては、それぞれの市町の教育方針に合わせ、その内容を変更するものです。

次に、生涯学習環境の充実やスポーツ活動の振興、その下の世界遺産「平泉」の構成資産及び個別資産の調査研究と保存管理及び10ページ、裏となりますが、(5) 消防防災の消防防災体制などの充実につきましては、字句の修正や文言の整理を行うものです。

次に、2、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野であります。 (1) 地域公共交通、バス等の地域公共交通の維持につきましては、人口減少と高齢化の進行により、公共交通を取り巻く状況が厳しさを増してきていることから、住民や圏域への来訪者の移動を支える公共交通ネットワークの維持、確保に取り組む内容に変更するものです。また、一関市の役割につきましては、次期地域公共交通網計画と整合性を合わせる内容とするものです。

次に、(3) 協働のまちづくりにつきましては11ページが中心となりますが、行政主導型ではなく、住民が主体となって地域づくりを進めていくことが重要であることから、住民が主体となった協働の地域づくりへ変更するものです。取り組みの内容につきましては、協働のまちづくりの進め方を具体的に示した内容へ改めるものであります。また、一関市の役割は、現在までの5年間に進んだ地域協働の取り組みを反映した内容に変更するものであります。平泉町の役割につきましても、同町の町民参加のまちづくりの方針を踏まえた内容に変更するものであります。

次に、(4) 地域内外の住民との交流、移住定住の促進につきましては、取り組みの内容に圏域外からの移住を促進するとともに、若者の地元定着や出会いの場の創出を追加するものであります。また、一関市の役割と平泉町の役割については、移住定住を促進する雇用情報の発信と結婚活動の支援について追加するものであります。

11ページ裏となりますが、3、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野の(1) 中心市等における人材育成、圏域市町職員の育成につきましては、取り組みの内容と一関市の役割を現在の連携状況に合わせて、人事交流及び人事交流研修の文言を削除するものであります。

以上、ご説明いたしました変更の協定書と同じものを一関市においても議会へ提案することとしており、両市町において、それぞれ議決を経た上で、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結しようとするものであります。

なお、協定の締結時期は3月の下旬を予定しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第9号、平成30年度平泉町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

議長(佐藤孝悟君)

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長(岩淵毅志君)

議案書の15ページをお開きいただきたいと思います。

議案第9号、平成30年度平泉町一般会計補正予算(第7号)につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、15ページの裏、第1表歳入歳出予算補正の補正額でご説明をさせていただきますが、款項同額の場合につきましては、項の補正額で説明をいたします。

はじめに、歳入でございます。

1款町税、1項町民税519万9,000円、これは法人現年課税分の増額でございます。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金196万7,000円の減。

9款地方交付税、1項地方交付税249万円、これは普通交付税の増額でございます。

11款分担金及び負担金、1項負担金90万5,000円、これには保育料、他市町村受託分でございますけれども、236万1,000円の増額が含まれております。

12款使用料及び手数料19万2,000円、1項使用料12万9,000円、2項手数料6万3,000円。

13款国庫支出金1,072万円の減、1項国庫負担金902万8,000円の減、これには児童手当負担金582万3,000円の減額、公共土木施設災害復旧事業負担金375万4,000円の減額が含まれております。

2項国庫補助金145万1,000円の減、3項委託金24万1,000円の減。

14款県支出金805万6,000円の減、1項県負担金76万4,000円、2項県補助金807万1,000円の減、これには生活再建住宅支援事業補助金305万2,000円の減額が含まれております。

(発言する声あり)

総務課長(岩渕毅志君)

県補助金870万1,000円の減、これには生活再建住宅支援事業補助金305万2,000円の減額が含まれております。3項委託金11万9,000円の減。

15款財産収入96万7,000円、1項財産運用収入2,000円、2項財産売却収入96万5,000円。

16款寄附金、1項寄附金289万4,000円。

16ページになります。

17款繰入金、2項基金繰入金1億1,315万3,000円の減、これには財政調整基金繰入金1億1,195万3,000円の減額が含まれております。

19款諸収入775万2,000円、1項延滞金加算金及び過料128万円、2項町預金利子2,000円の減、5項雑入647万4,000円、これには市町村振興協会市町村振興助成金314万8,000円、岩手県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金精算金692万2,000円、東京電力損害賠償金635万円、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金999万円の減額が含まれております。

20款町債1項町債2,370万円、これには農村地域防災減災事業2,530万円が含まれております。

歳入合計補正額8,979万7,000円の減。

16ページの裏をお開き願います。

次に、歳出でございます。

1款議会費、1項議会費97万6,000円の減。

2款総務費2,246万5,000円の減、1項総務管理費2,111万3,000円の減、これには例規整備支援事業委託216万円の減額、平泉町地球温暖化対策実行計画策定支援業務委託料990万円の減額、ふるさと応援寄附基金積立金265万円の増額、スマートインターチェンジ周辺土地開発事業支援調整業務委託料535万7,000円の減額が含まれております。2項徴税費54万円の減、3項戸籍住民基本台帳費72万6,000円の減、4項選挙費1万6,000円、5項統計調査費10万2,000円の減、3款民生費2,282万2,000円の減、1項社会福祉費459万9,000円の減、これには国民健康保険特別会計繰出金210万5,000円の増額、健康福祉交流館特別会計繰出金594万円の増額が含まれております。2項児童福祉費1,822万3,000円の減、これには児童手当費660万円の減額、臨時職員賃金344万1,000円の減額が含まれております。

4款衛生費382万8,000円の減、1項保健衛生費207万3,000円の減、2項清掃費175万5,000円の減、5款労働費、1項労働諸費40万円の減、6款農林水産業費1,061万3,000円、1項農業費1,086万3,000円、これには道の駅平泉農産物生産出荷支援事業補助金425万3,000円の減額が含まれております。2項林業費25万円の減。

7款商工費、1項商工費195万9,000円の減。

8款土木費2,158万9,000円の減、1項土木管理費44万円の減、2項道路橋梁費833万6,000円の減、これには除雪委託料300万円の増額、平泉スマートインターチェンジ整備工事費213万9,000

円の減額、用地取得費260万円の減額が含まれております。

17ページになります。

3項河川費140万9,000円の減、4項都市計画費1,159万円の減、これには生活再建住宅支援事業補助金298万8,000円の減額、下水道事業特別会計繰出金624万4,000円の減額、景観阻害要因撤去事業補助金217万6,000円の減額が含まれております。5項住宅費18万6,000円。

9款消防費、1項消防費350万1,000円の減、これには消耗品費240万円の減額が含まれております。

10款教育費1,387万3,000円の減、1項教育総務費340万8,000円の減、2項小学校費46万5,000円の減、3項中学校費54万3,000円の減、4項幼稚園費411万4,000円の減、5項社会教育費504万8,000円の減、6項保健体育費29万5,000円の減。

11款災害復旧費、1項土木施設災害復旧費691万6,000円の減、これには町道南郷線道路災害復旧工事補助対象分557万7,000円の減額が含まれております。

12款公債費、1項公債費208万1,000円の減、これには起債償還利子245万7,000円の減額が含まれております。

歳出合計補正額8,979万7,000円の減。

次に、17ページの裏をお開き願います。

第2表繰越明許費でございます。

繰越事業の説明をさせていただきます。

10款教育費、2項小学校費、空調設置事業9,924万9,000円、3項中学校費、空調設置事業4,225万8,000円、5項社会教育費、社会教育施設整備事業1,432万8,000円、11款災害復旧費、1項土木施設災害復旧費、土木施設災害復旧事業単独分59万3,000円、土木施設災害復旧事業補助分1,452万3,000円。

次に、18ページをお開きください。

第3表地方債補正でございます。

変更でございますして、農村地域防災減災事業の変更前の限度額420万円を、変更後の限度額2,950万円に。道路橋梁改良事業も変更前の限度額2億4,740万円を、変更後の限度額2億4,770万円に。公共土木施設災害復旧事業の変更前の限度額670万円を、変更後の限度額480万円にそれぞれ変更しようとするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と同じでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

それでは、20ページにございます国庫支出金の1節の総務費補助金、これ個人番号カード交付

事業費補助金、減額になっております。平成31年度予算でも減額のようなのですが、現在政府のほうで消費税導入に伴うマイナンバーカードによる自治体ポイントの加算というような話があるのですが、これらの関係はどのようなことになっているのか。要するに、現在の、これマイナンバーカードというふうに理解しているところですが、マイナンバーカードでよろしいのか。それで、当町におけるマイナンバーカードの普及率といいますか、人口当たりどれほどのカードの発行がされているのかお知らせ願います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

マイナンバーカードの交付状況でございますが、今、平成29年が91、平成30年が37ということで、一応……間違いました、すみません。今の交付しているものは750人でございます。

あとは、平成31年につきましては、大体40名くらいを見込んでおりますので、800人くらいの交付になるかと今想定しております。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

ここでは補正ですから、予算の話を言うのも何ですが。予算では、それほど費用を見ていないということは、今後もそれほど、平成29年、平成30年と同じように見ておられるようですが、政府が考えているマイナンバーを利用したいろいろな対策等を加味していたのかということをお聞きしたいと思います。

あとは、すみません、ちょっと探せなくて、あれなのですが。あとは、23ページでございます雑入の関係で、二酸化炭素排出抑制対策事業費、これは相当な減額になってはいますが、この事業自体がなくなったのか、これらの事業の実態をお知らせ願いたいと思います。

それと、25ページでございます委託料のスマートインターチェンジ周辺土地開発事業支援調整業務委託料535万7,000円が減額……

議長（佐藤孝悟君）

佐々木雄一議員、1回目に1つ質問しましたよね、2回目ですんならことをやるのではなくて、最初に……

（「だから、ちょっと探せなかったんで、よろしく願います」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

はい。

9番（佐々木雄一君）

このスマートインターチェンジ周辺、これの事業がどのようなになったのか、それで、この予算はどのようなことになっているのか、お知らせ願います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

25ページ裏の負担金補助及び交付金の、今年度、平成31年度の予算についてでございますが、この交付金につきましては、個人番号カードの関連事務にかかわる委任等に係る交付金でございます。これは地方公共団体情報システム機構 J-LIS というところに、この事業に係ります交付金をやっている事業でございます。中身につきましては通知カード等の作成とか発送とか、マイナンバーカードの製造、マイナンバーカードの申し込み処理、発行事業、コールセンター事業という事業をやっております。この金額の算定につきましては、これは全国の住民基本台帳の総額と、あとは平泉町の住民基本台帳に載っている人口で割り出しました金額でございますので定額になっているものと、あとは、その証明書を出すときに1件幾らということもありますので、金額的にはそんなに変わらないものということでございます。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

23ページの諸収入の5の雑入でございますけれども、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の999万円の減額でございます。これにつきましては、当初補助事業ということで申請をする予定にしておりましたが、申請段階までに必要とする資料の収集ができませんでしたことから、補助事業につきましては諦めまして、単独直営事業で実施することとしたところでございまして、この計画そのものについては、今現在直営事業で実施してございまして、成果品もできている状況でございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

25ページのスマートインター周辺の土地開発の支援事業についてご説明いたします。

このスマートインターの周辺開発につきましては、基本的には町の財政状況がございまして、民間対民間の開発でできないかという形で進めてきておったところでございました。その中で、基本的に町で考えていたのは、その土地を開発していく手法としましては、区画整理事業というものを考えておりましたが、今現在、平泉町のスマートインター周辺に興味を示している事業者は何回か説明したところ、今現在は大手企業が3社参画表明をしていると。確定ではございませんが、参画したいということで言っておりまして、あと銀行が5社が手を挙げているという形で、銀行と、この大手のほうでこの開発を進めていきたいということに、今現在話が進みつつございます。

その中で、開発手法としましては、町が考えていた区画整理事業、これだと町のほうでさまざまな支援をする必要があるのですが、それではなくて、開発許可申請、開発許可でいきたいという形で今議論が進んでおりました。この区画整理事業を考えておった500万円何がお金につきましては、今回必要がなくなりそうだということで減額させていただいたという

ころでございます。

これらにつきましては、今、銀行と開発のところが今出そろうところでございますので、そこをうまく統合しまして、今後は地権者等の説明会を進めながら、どのような企業が来るのかというところにつきましても、皆様のほうにご提示していきたいというふうに思っておるところでございます。

議 長（佐藤孝悟君）

ほかにございませんですか。

（発言する者なし）

議 長（佐藤孝悟君）

ないようでしたら、進めてよろしいですか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。13時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時00分

議 長（佐藤孝悟君）

再開をいたします。

ここで、町長より款項番号の訂正の申し出がありましたので、町長より発言をお願いします。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、私のほうから訂正のお願いであります。

日程第15、16になりますが、議案第14号、15号に関連する部分であります。

議案書54ページの第2表になります。

下水道事業費の繰越明許費の款番号の10を1に、項番号の2を1に。

そしてまた、議案書58ページの第2表になります。58ページです。

農業集落排水事業費の繰越明許費の款番号の10を1に、項番号の2を1に、それぞれ訂正をお願いを申し上げるものであります。

もう一度お話しいたします。54ページになります。

下水道事業第2表の下水道事業費の繰越明許費の款番号の10を1に、項番号の2を1に。

そして、議案書58ページの第2表になります。

農業集落排水事業費の繰越明許費の款番号の10を1に、項番号の2を1に、それぞれ訂正をお願いいたしたいというふうに思います。

訂正して、おわびを申し上げます。大変申しわけありませんでした。

なお、議案審議に入るときに、確認の意味で担当課長から再度訂正をしますので、どうぞよろしくお願いたしたいというふうに思います。大変申しわけありませんでした。

議長（佐藤孝悟君）

それでは、進めたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

日程第11、議案第10号、平成30年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

議案第10号、平成30年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

議案書39ページの裏をご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の場合は項の補正額でご説明いたします。歳入。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税167万4,000円、3 款県支出金、1 項県補助金5,838万9,000円の減、保険給付費等交付金の減額によるものです。

4 款財産収入、1 項財産収入1,000円の減、財政調整基金利子の減額によるものです。

5 款繰入金、1 項他会計繰入金210万5,000円、主に保険基盤安定繰入金保険税の軽減分の増額によるものです。

7 款諸収入165万6,000円、1 項延滞金加算金及び過料185万円、一般被保険者延滞金の増額によるものです。

2 項雑入19万4,000円の減、特定健康診査個人負担金の減額によるものです。

歳入合計補正額5,295万5,000円の減です。

歳出。

1 款総務費、1 項総務管理費70万円の減、一般管理費の減額によるものです。

2 款保険給付費2,658万円の減、1 項療養諸費2,000万円の減、退職被保険者等療養給付費の減額によるものです。2 項高額療養費700万円の減、退職被保険者等高額療養費の減額によるものです。4 項出産育児諸費42万円、被保険者出産育児一時金の増額によるものです。

6 款基金積立金、1 項基金積立金2,592万6,000円の減、財政調整基金積立金の減額によるものです。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金25万1,000円、療養給付費等負担金償還金の増額によるものです。

歳出合計補正額5,295万5,000円の減額でございます。

以上でございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

それでは、進行いたします。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第12、議案第11号、平成30年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

議案第11号、平成30年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

議案書45ページ裏をご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正ですので、項の補正額でご説明いたします。

歳入。

4款繰入金、1項一般会計繰入金13万6,000円の減、事務費繰入金の減額によるものです。

6款諸収入、2項償還金及び還付加算金13万3,000円の減、保険料還付金の減額によるものです。歳入合計補正額26万9,000円の減額です。

歳出。

1款総務費、1項総務管理費13万6,000円の減、通信運搬費の減額によるものです。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金13万3,000円の減、保険料還付金の減額によるものです。

歳出合計補正額26万9,000円の減額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第13、議案第12号、平成30年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

議案第12号、平成30年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせ

ていただきます。

議案書47ページ裏をご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正ですので、項の補正額でご説明いたします。

歳入。

1款使用料、1項施設使用料607万5,000円の減、主に入館料の減額によるものです。

2款繰入金、1項他会計繰入金594万円、一般会計繰入金の増額によるものです。

4款諸収入、1項諸収入115万1,000円の減、主に食堂売上料の減額によるものです。

歳入合計補正額128万6,000円の減額です。

歳出。

1款総務費、1項総務管理費128万6,000円の減、一般管理費の減額によるものです。

歳出合計補正額128万6,000円の減額でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第14、議案第13号、平成30年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

議案書50ページでございます。

議案第13号、平成30年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、50ページの裏、第1表歳入歳出予算補正で説明させていただきますが、款項同額です。項の補正額で説明いたします。

はじめに、歳入でございます。

1 款使用料、1 項駐車場使用料36万9,000円。

歳入合計36万9,000円。

次に、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費36万9,000円、この中には中尊寺第二駐車場舗装整備工事費128万1,000円の減額、駐車場施設整備基金積立金215万円の増額が含まれております。

歳出合計36万9,000円。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第15、議案第14号、平成30年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

補足説明の前に、議案書の訂正の確認をさせていただきます。

議案書54ページでございます。

第2表繰越明許費、款番号10を1に、項番号2を1にご訂正をお願いいたします。改めてお呼びを申し上げます。

それでは、議案書53ページでございます。

議案第14号、平成30年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について補足説明をさせていただきます。

それでは、53ページの裏、第1表歳入歳出予算補正でございます。款項同額の場合は項の補正額でご説明をいたします。

はじめに、歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金308万3,000円。

2 款使用料及び手数料168万8,000円の減、1 項使用料、205万8,000円の減、2 項手数料37万円。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金624万4,000円の減、これは下水道事業費の減額に伴い一般会計の繰入金を減額したものでございます。

6 款諸収入、2 項雑入79万1,000円の減。

7 款町債、1 項町債240万円の減。

歳入合計804万円の減。

次に、歳出でございます。

1 款下水道事業費、1 項下水道事業費804万円の減。

歳出合計804万円の減。

次に、議案書54ページの第2表繰越明許費でございます。

1 款下水道事業費、1 項下水道事業費、事業名、企業会計移行業務委託事業、金額888万9,000円、これは公営企業会計システムの構築に不測の日数を要するため、繰り越そうとするものでございます。

次に、議案書54ページの裏、第3表地方債補正でございます。

変更後の内容についてご説明いたします。

起債の目的、公共下水道事業、限度額2,060万円、同じく資本費平準化債、限度額330万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と同様でございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議長 (佐藤孝悟君)

日程第16、議案第15号、平成30年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

高橋建設水道課長。

建設水道課長 (高橋誠君)

補足説明の前に、議案書の訂正の確認をさせていただきます。

議案書58ページ、第2表繰越明許費でございます。款番号10を1に、項番号2を1にご訂正をお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

それでは、議案書57ページでございます。

議案第15号、平成30年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)の補足説明をさせていただきます。

それでは、議案書57ページの裏の第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額でございますので、項の補正額でご説明をいたします。

はじめに、歳入でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料26万1,000円の減。

4款繰入金、1項他会計繰入金26万4,000円の減。

7款諸収入、1項雑入2万9,000円。

歳入合計49万6,000円の減。

次に、歳出でございます。

1款農業集落排水事業費、1項農業集落排水事業費12万2,000円の減。

2款公債費、1項公債費37万4,000円の減。

歳出合計49万6,000円の減。

次に、議案書58ページの第2表繰越明許費でございます。

1款農業集落排水事業費、1項農業集落排水事業費、事業名、企業会計移行業務委託事業、金額888万9,000円、これは企業会計システムの構築に不測の日数を要するため、繰り越そうとする

ものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

繰越明許費の額が先ほどの下水道と同額なのですが、これは案分した2分の1ずつにしたというこの理解でよろしいですか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

下水道と農業集落排水事業と合わせて合併入札によって行っております。それで、1会計ずつを積算して合算して発注したということで、それを案分して2会計になりますので、それを2で割った額をそれぞれの会計で負担すると、そういう算出方法でございます。

議長（佐藤孝悟君）

ほかにございませんですか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第17、議案第16号、平成30年度平泉町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

高橋建設水道課長。

建設水道課長（高橋誠君）

それでは、議案書60ページでございます。

議案第16号、平成30年度平泉町水道事業会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

それでは、61ページの平成30年度平泉町水道事業会計補正予算実施計画書、収益的収入及び支出でございます。款項目同額の場合は目の補正額でご説明をいたします。

支出でございます。

1 款水道事業費用240万円の減、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費150万円の減。2 項営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費90万円の減。

2 款簡易水道事業費用43万5,000円の減、1 項営業費用6万5,000円、2 目配水及び給水費60万円、5 目総経費53万5,000円の減、2 項営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費50万円の減。支出合計283万5,000円の減。

次に、資本的収入及び支出でございます。

収入でございます。

1 款水道事業資本的収入610万7,000円の減、1 項企業債、1 目建設改良等の財源に充てるための企業債520万円の減、2 項負担金、1 目負担金90万7,000円の減、2 款簡易水道事業資本的収入602万7,000円の減、1 項企業債、1 目建設改良等の財源に充てるための企業債600万円の減、2 項負担金、1 目負担金20万7,000円の減。

収入合計1,231万4,000円の減。

議案書62ページ、支出でございます。

2 款水道事業資本的支出1,475万2,000円の減、1 項建設改良費1,475万2,000円の減、1 目一般改良事業費484万4,000円の減、2 目設備改良事業費990万8,000円の減。

2 款簡易水道事業資本的支出、1 項建設改良費、1 目一般改良事業費724万円の減。

支出合計2,199万2,000円の減。

今回の補正は、主に配水池統合の基本設計を計画しておりましたが、水道基本計画を策定する段階で、構造物等は耐震診断を実施後に整備計画を作成したほうが効率的に整備できるとの見通しが立ったことから、本年度の実施を見送ったことによるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議長(佐藤孝悟君)

日程第18、発議第1号、平泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者の説明は既に終えておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

議長(佐藤孝悟君)

日程第19、議案第17号から、日程第26、議案第24号まで、平成31年度一般会計予算及び特別会計予算並びに水道事業会計予算、合計8件を一括議題とします。

本案について、予算特別委員長の報告を求めます。

9番、佐々木雄一議員。

9番(佐々木雄一君)

予算特別委員会委員長の佐々木雄一です。

ただいまから、予算特別委員会の審査報告を申し上げます。

議案第17号、平成31年度平泉町一般会計予算、議案第18号、平成31年度平泉町国民健康保険特

別会計予算、議案第19号、平成31年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算、議案第20号、平成31年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算、議案第21号、平成31年度平泉町町営駐車場特別会計予算、議案第22号、平成31年度平泉町下水道事業特別会計予算、議案第23号、平成31年度平泉町農業集落排水事業特別会計予算、議案第24号、平成31年度平泉町水道事業会計予算。

本委員会に付託された上記議案について、3月7日、8日の両日にわたり審査した結果、次の意見を付して原案可決すべきものと決定したことから、会議規則第76条の規定により報告するものであります。

審査意見。

- 1、産業振興策を積極的に促進し、効果的な予算執行に努めること。
- 2、地域の実情に即した公共交通ネットワーク体系を確立すること。
- 3、財政の一層の健全化に努め、各種事業を着実に推進すること。

以上であります。ご審議よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤孝悟君）

これで予算特別委員長の報告を終わります。

ただいま議題となっております8件の議案は、予算特別委員会において審査が十分なされたものでありますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

議案第17号、平成31年度平泉町一般会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、平成31年度平泉町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第18号を採決します。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号、平成31年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第19号を採決します。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、平成31年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第20号を採決します。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、平成31年度平泉町町営駐車場特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第21号を採決します。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号、平成31年度平泉町下水道事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第22号を採決します。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号、平成31年度平泉町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第23号を採決します。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号、平成31年度平泉町水道事業会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第24号を採決します。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議長(佐藤孝悟君)

日程第27、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

平成31年度に開催が予定されている各種会議、議員研修等については、別紙議員派遣一覧表のとおり派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

異議なしと認めます。

したがって、平成31年度に開催が予定されている各種会議、議員研修等については、別紙議員派遣一覧表のとおり決定しました。

お諮りします。

ただいま決定した別紙議員派遣一覧表以外に議員の派遣が必要が生じた場合は、その都度、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣一覧表以外の議員の派遣については、そのように取り扱うことに決定しました。

議長(佐藤孝悟君)

以上で本定例会3月会議に付議された全ての議案が議了しました。

閉議の宣言をします。

ご起立願います。

これをもって、平成31年平泉町議会定例会3月会議を閉議します。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時39分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐藤 孝 悟

署名議員 高 橋 拓 生

同 阿 部 圭 二